



2009年2月6日
第317号

日交支部
教宣部
発行責任者
鷲尾順章
981-1107
仙台市太白区
東中田1丁目1-11
022-241-8333

生活できる賃金と 7,000円の最賃を

09年春闘
討論集会



挨拶する鈴木委員長

全労連・全国一般宮城一般労働組合は1月24日・25日の2日間、春闘に向けて、09年宮城一般春闘討論集会を松島町パレス松州で開催し、18支部61名が参加しました。
日交は宮城一般に加入して初めての参加にあたり、執行部全員（10名）が参加しました。

集会の開催にあたり、本部鈴木新執行委員長は「派遣労働者の解雇が続出するいま、年度末には正社員の大リストラがささやかれている。09春闘は雇用問題など情勢が変化している中で、どう有利に引き込むかを考え、闘う春闘である。全国の中でも東北が厳しいが、情勢を跳ね返し最低賃金底上げを国民春闘と位置づけ闘っていく」と挨拶しました。
遠藤書記長は春闘の方針

を①大幅賃上げで生活できる賃金の確保②時給1,000円以上の全国一律最低賃金の確立③医療の改善、消費税増税、憲法9条改悪の反対④闘う提案型で「要求実現と仲間増やし」の大運動を基本に展開していくと提案しました。
1日目は講演が行われ、全労連顧問の西川氏は「全労連結成20周年を力に、広範な労働者とともに闘う09春闘」をテーマに、及川薫宮城一般顧問は最低賃金運

日交支部は1月17日、労働基準法をテーマに学習会をアエルビルで開催しました。学習会は、全労働宮城支部の方を講師に招き、執行部・一般組合員20名が参加、講演と質疑応答が行われました。
講師は「労基法は労働者保護と憲法にある健康で文化的な生活と公平雇用の確保を目的に最低限のルールを設けた制度で

労働関係の法律を学ぶ タクシーの労働条件は かなり複雑

動について講演を行い「地域経済の活性化と消費購買力を向上させるには、最低賃金を引き上げる運動が不可欠である」と訴えました。
2日目は、参加者が3班

ある。しかし、労基法の労働者保護には例外もあり、労働者主体より経済を成り立たせる目的が強く、限界もある。タクシー業界は期間内で労働時間を均した変形労働時間制を導入し、労働条件も複雑で一目見ただけでは適正であるか判断できない。学



真剣な表情の組合員



春闘勝利に向けてガンバロウ!

習し知識を得ることで労基法を活用し、労働運動を発展させてほしい」と話し、労基法とタクシー関係の法令と通達を説明してくれました。
質疑応答では組合員から、休日の取扱や歩合給における深夜残業の計算方法など多くの質問が出され、講師は「深夜手当は賃金総額を総労働時間で割った時間単価に割増率をかけたものが計算方法となる。適正か否かは各自計算してほしい」とホワイトボードを使い説明しました。
今回参加した浅利隆一朗さんは「労働時間で不明だった点が理解することができた。これからの学習会があれば積極的に参加したい」と話しました。
勉強会を主催した高橋潤支部長は「次は全運輸の組合員にお願いして道路運送法について学習したい。2月中の開催を目指し調整しているの、日程が決まったら多くの組合員からの参加を募りたい」と話しました。

厳しい不景気を有利な情勢に 闘う提案型のたたかいを

09年新春旗びらき

1月14日、エルパーク仙台東スタジオホール(141)に於いて、全労連・全国一般 宮城一般労働組合の「新春旗びらき」が開催され、20支部88名と来賓あわせて118名が参加しました。

日交は08年12月17日に加入申請が承認され、日本自動車交通支部として7名が出席しました。

旗開き開催にあたり、鈴木執行委員長は「昨年は三陸ハーネス争議団が住友電装を相手に勝利することができた」と勝利報告を行い、「09春闘は雇用不安定問題や不景気など厳しい情勢と労働者が結集しやすい有利な情勢がせめぎ合っている状況である。最低賃金の大幅引き上げに向け闘いを強める。今年は選挙の年、政治を変える絶好のチャンスと受け止め、団結して頑張ろう」と挨拶しました。

2部では宮城一般女性センターの有志によるアトラクションが行われ、イリュージョンや大抽選会が行われました。抽選で見事、委員長賞をゲットした鈴木副支部長は壇上でダーツを行い、司会者から「昨年一番良かったことは？」と質問に「宮城一般に正式加入できたことです」と笑顔で答えていました。



委員長賞を渡される鈴木副支部長



みんなで歓談、他支部の方とも交流

日交支部の 無料法律相談

日交支部では、07年10月より、増田隆男弁護士と顧問契約を結び、組合員向けの学習と生活相談を実施しています。金銭トラブル・サラ金問題・交通事故など様々な問題に対し、組合員なら無料で相談できます。

一人で悩まず、気軽に相談してください。

無料相談を希望される方は、組合事務所まで連絡してください。



交通災害共済の お知らせ

今回新たに取り扱い共済を紹介いたします。

全国労働組合共済会の交通災害共済です。

1口100円で最高5口まで(危険職種のみ、タクシー業務中の事故の場合のみ2・5口までの補償)加入できます。

大変安価で保障が大きい共済ですので是非検討してください。

1. 交通災害共済とは
国内における交通事故による被共済者の死亡・身体障害・入院・実通院に対して共済金が給付される制度です。
2. 加入について
 - 掛金 1口 月額100円
 - 加入最高限度 5口
 - 加入範囲 組合員本人、配偶者、同一生計の子供・親族(41ページ参照)
 - 発効日 初回の共済掛金が払い込まれた月の翌月1日の午前0時
 - 提出書類 「個人加入共済」加入申込書、共済掛金送金明細書

※組織加入共済で「交通災害共済」に加入している方は、その口数も含めて5口が加入限度です。
3. 給付内容

加入年齢制限なし

口数	月額掛金	死亡	障害	入院	実通院
		交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の死亡	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内の身体障害、労災保険法「障害等級表」1級~14級	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる入院(1日~180日)で事故の日から3年以内のもの	交通事故を直接の原因とする事故の日から180日以内にはじまる実通院(1日~90日)で事故の日から3年以内のもの
5口	500円	1000万円	1000~40万円	15,000円	7,500円
4口	400円	800万円	800~32万円	12,000円	6,000円
3口	300円	600万円	600~24万円	9,000円	4,500円
2口	200円	400万円	400~16万円	6,000円	3,000円
1口	100円	200万円	200~8万円	3,000円	1,500円

(入院・通院の共済金はすべて日額)



新しい仲間が増えまじたまろく
お願ひします